

役員退職慰労金規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人ACジャパン（以下「この法人」という。）の常勤理事の退職慰労金の支給の基準について定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、用語の定義は次のとおりとする。

(1) 常勤理事とは、この法人を主たる勤務先とし、週3日以上この法人の業務に従事する理事をいう。

(退職慰労金の支給)

第3条 常勤理事が出向元の定年規程を超えて勤務した場合には、社員総会の決議によって、別表に定める退職慰労金を支給する。

(公表)

第4条 この法人は、この規程をもって、認定法第5条第13号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(補則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

別表

1期（2年）につき 100万円